

## 菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営に関する協定書

街区公園等の管理運営に関する要綱に基づき、菅生ヶ丘特別緑地保全地区の管理運営について、川崎市を「甲」とし、菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定する。

### (所在地等)

第1条 本協定の対象となる公園緑地の所在地等は次のとおりとする。

- 1 所在地 宮前区菅生ヶ丘2109-2他
- 2 面積 2,998㎡

### (乙の役割)

第2条 乙は、前条に定める公園緑地について、地元管理運営マニュアルに基づき、次の活動を行うものとする。

- (1) 除草・清掃
- (2) 樹木の下枝落し
- (3) 花壇の維持管理
- (4) 利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）
- (5) 遊具等の破損箇所の連絡
- (6) 公園利用者への適正利用の周知
- (7) 事故時における公園事務所への報告
- (8) 活動状況等の報告
- (9) その他管理運営に関すること。

### (甲の役割)

第3条 甲は、管理運営協議会に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 当該公園の維持管理に関する技術的な指導及び助言
- (2) 報奨金の交付
- (3) 管理運営協議会の運営に関する助言
- (4) その他管理運営に関すること。

### (利用調整)

第4条 乙が行う利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）は、甲が行ったものとみなす。ただし、利用調整を行った場合には、6ヶ月ごとに利用調整報告書（第6号様式）を甲に提出するものとする。

(報奨金)

第5条 甲は、乙に対し、別に定める基準に基づき報奨金を4月及び10月に交付する。

2 甲は、前項の報奨金を、乙の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(活動計画書等)

第6条 乙は、活動計画書(第4号様式)及び活動状況報告書(第5号様式)を6ヶ月ごとに甲に提出するものとする。

2 活動に伴う甲への連絡は、公園事務所がその任にあたるものとする。

(助言)

第7条 乙は、甲に対し、活動に必要な指導及び助言を求めることができる。

2 甲は必要があると認めるときは、乙に対して助言することができる。



(現地調査)

第8条 甲は、乙の活動について、必要に応じて現地調査をすることができる。

(事前協議)

第9条 乙が対象地内に公園施設を設置する場合には、甲と事前協議のうえ、許可を受けるものとする。



(活動の休止)

第10条 乙は、活動を休止しようとする場合は、「廃止届」(第8号様式)を甲に届け出なければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

- (1) 甲が、対象地の供用を廃止したとき。
- (2) 乙が廃止届(第8号様式)を提出したとき。
- (3) その他この協定を継続することが困難なとき。

(遵守事項)

第12条 乙は、都市公園法(昭和31年法律第79号)及び川崎市都市公園条例(昭和32年3月29日)を遵守するものとする。

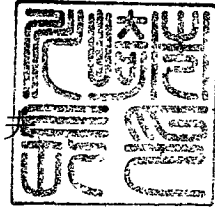
(その他)

第13条 この協定に疑義が生じた時及びこの協定に定めのない事項については、その都度、当事者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月1日

甲 川崎市  
川崎市長 阿部 孝



乙 住所 川崎市宮前区菅生2-16-30

菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会

会長 川口 尊志

